高砂市民病院　新病院建設基本構想・基本計画策定支援業務委託　特記仕様書

1. 業務名称

高砂市民病院　新病院建設基本構想・基本計画策定支援業務委託

2. 業務目的

平成2年に建てられた現在の高砂市民病院は、建物や設備の老朽化が進んでいる。将来の市民医療を安定的に提供できる体制を整備するため、新病院の建設に向けた基本構想・基本計画を策定する。

本業務は、その策定に必要な調査・分析・計画立案を支援することを目的とする。

策定にあたっては、「高砂市民病院将来構想」（令和6年1月策定）及び「高砂市民病院の将来予測の結果による経営形態」（令和7年12月策定）等の内容を踏まえること。

なお、令和9年4月から指定管理者制度を導入する予定である。策定にあたっては、高砂市、高砂市民病院のほか、指定管理者と十分に協議し、各関係者の意向を理解し、方針を共有する必要がある。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年３月31日 までとする。

4. 業務内容

4-1. 基礎調査

- 地域医療需要、患者動向、将来人口推計の調査
- 現行の高砂市民病院の機能、経営状況の整理
- 医療制度動向、地域医療構想との整合性確認
- 近隣医療機関の機能調査、地域医療連携の分析

4-2. 基本構想策定支援

- 新病院の将来ビジョン、基本方針の整理（地域で果たす役割、政策的医療の実施方針など）
- 担うべき役割（急性期／回復期／地域包括ケア等）の明確化
- 診療科構成、病床機能、病床規模、その他機能（手術機能、リハビリテーション機能など）の整理
- 必要な医療機能、部門構成案の作成

4-3. 基本計画策定支援

①建設・設備計画の策定

- 建設基本方針
- 敷地配置計画（建物配置計画、外部からのアクセス計画（交通アクセス状況の整理、周辺交通状況の整理を含む）、各車両等進入路計画、駐車場計画等の策定）
- 階層計画（階層構成イメージ図の策定）
- 平面計画（ブロックプランの策定）
- 構造設備計画（構造・設備の基本方針の策定）
- 環境配慮（省エネ、創エネ、治水・浸水）
- 災害対策、感染症対策、防犯対策
- 職員の労働環境
- 維持管理計画
- 関係法令の整理

②部門計画の策定

- 部門ヒアリングによる意見収集及び部門計画への反映
- 各部門の基本方針、業務内容、人員配置、配置条件、必要諸室等の整理

③医療機器整備計画の策定

- 基本方針
- 現有機器調査及びマスタリストの作成
- 主要医療機器整備リストの作成（移設可能医療機器の精査を含む）

④医療情報システム整備計画の策定

- 基本方針
- 医療情報システムの整備範囲の設定
- 概算整備費用の積算

⑤物流計画の策定

- 基本方針
- 搬送対象物品

⑥業務委託計画の策定

- 基本方針
- 業務委託範囲

4-4. 基本構想・基本計画共通業務

- 概算事業費（建設費、医療機器、情報システム等）の積算
- 事業収支シミュレーションの実施
- 発注方式の検討
- 建設スケジュールの検討（高砂市文化会館の解体も含む）

4-5. 会議運営・資料作成支援

- 事務局（指定管理者を含む）との打合せ
- 庁内委員会の運営支援
- その他、各種会議の運営支援
- 総務省発出（令和4年4月1日付け総財準第 75 号）「公立病院の新設・建替等及び機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備等に係る手続等について（通知）」に記載の公立病院の新設・建替等に係る手続きのために必要な資料作成の支援

4-6. その他

- その他上記内容以外で必要な事項

5. 業務計画書

業務受託者は、業務委託締結後 10 日以内に業務計画書を市に提出し、承認を得ること。なお、業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

また、業務受託者は、業務計画書の内容に追加及び変更が生じた場合は、速やかに市に文書を提出し、承認を得ること。

- 検討業務内容
- 業務遂行方針
- 業務工程
- 業務実施体制及び組織図
- 統括責任者、担当者一覧表及び経歴書
- その他必要とする事項

6. 会議体制

- 打合せは、必要に応じて月2回程度（目安）開催する（オンライン併用可）
- 会議資料は業務受託者が作成し、事前に提出すること
- 議事録は業務受託者が作成すること

7. 成果物の作成

本業務の成果品は以下のとおりとする。成果品の書式や部数、成果品の提出方法等につい

ては、業務委託者と業務受託者による協議の上、決定する。

なお、成果品については、その全部または一部を広く市民等に公表することとなるため、平易な表現で図表化するなど、視覚的にわかりやすいものとすること。

- 高砂市民病院　新病院建設基本構想・基本計画書
- 高砂市民病院　新病院建設基本構想・基本計画書（概要版）
- その他本業務において作成した資料等
- 会議議事録および会議資料等
- 前各号の原稿、データ等を収録した記憶媒体（CD-ROM 等）

8. 知的財産権・秘密保持

- 制作物にかかる所有権、著作権は高砂市に帰属する。
- 業務遂行により知り得た情報は秘密として扱うこと。市の許可なく公表、貸与又は複写してはならない。

9. 留意事項

- 基本構想・基本計画の策定にあたっては、地域医療構想調整会議の協議日程や4－5に記載している総務省への資料提出のスケジュールを踏まえて作業を行うこと。
- 関連法令、ガイドライン（医療法、建築基準法等）に準拠すること。
- 市の意向を踏まえ、柔軟に計画を修正できる体制を整えること。
- 関係機関との調整を円滑に行うこと。
- 本業務に必要な書籍等で市販されているものについては、業務受託者の負担において備えること。
- 基本構想・基本計画の内容は、国・県・市等が策定する各種計画との整合性を図ること。
- この仕様書に定めのない事項についても、当該委託業務内容に付帯して実施する必要がある業務については、柔軟に対応すること。ただし、委託業務の範囲内の業務として取り扱うかどうか不明なものについては、双方協議のうえ処理するものとする。